

社会福祉法人彩世会

コスモス苑さとづかショートステイ

指定介護予防短期入所生活介護・指定短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人彩世会が開設するコスモス苑さとづかショートステイ（以下「事業所」という。）が行うユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設でユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたる従業者（以下「従業者」という。）が要介護状態あるいは要支援状態となった高齢者に対し適正なユニット型指定短期入所生活介護及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護のサービスを提供することを目的とする。

(ユニット型指定短期入所生活介護の運営方針)

- 第2条 事業所が行うユニット型指定短期入所生活介護は、利用者の一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者の居宅における生活と利用者の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と一体的に運営されるものとし、相互の利用者が社会的関係を築き、より良いコミュニケーションがとれるように配慮するものとする。

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の運営方針)

- 第3条 事業所が、行うユニット型指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連携したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
- 2 事業は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と一体的に運営されるものとし、相互の利用者が社会的関係を築き、より良いコミュニケーションがとれるように配慮するものとする。

(事業所の名称)

- 第4条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 コスモス苑さとづかショートステイ
- (2) 所在地 札幌市清田区里塚2条2丁目3番25号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

従業者は本体の地域密着型介護老人福祉施設の従業者と兼務する。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所の運営に必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1名（非常勤専従）
医師は、利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

- (3) 生活相談員 2名 (常勤兼務) 介護支援専門員と兼務 2名
生活相談員は、利用者又はその家族に対し相談、助言その他の援助を行う。
利用者に対するユニット型短期入所生活介護計画およびユニット型介護予防短期入所生活介護計画の作成を行う。
- (4) 介護職員 20名以上 (常勤・非常勤兼務)
介護職員は利用者に対し入浴、排泄、食事等の介護及び日常生活上の世話をを行う。
- (5) 看護職員 3名 (常勤兼務 3名) 1名機能訓練指導員と兼務
看護職員は、利用者に対し、健康管理及び医師の指示に基づき療養上の指導を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名 (常勤兼務) 看護職員と兼務
機能訓練指導員は、利用者に対し、日常生活を営むに必要な機能改善又は減退を防止するための訓練を行う。
- (7) 管理栄養士 1名 (常勤兼務)
管理栄養士は、利用者に対し適切な栄養管理を行う。
- (8) 事務職及びその他 5名 (常勤及び非常勤兼務)
事業に係わる事務及びその他の業務を行う。
 - 2 日中についてはユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
 - 3 夜間及び深夜においては、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。
 - 4 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置する。

(利用定員、ユニット数及びユニット定員)

第6条 事業所の利用定員は15名及び地域密着型特別養護老人ホームコスモス苑さとづかの空床居室とする(ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる事がある。)

- 2 1階西ユニット5名(指定短期入所定員)
1階東ユニット10名(指定短期入所定員)
- 3 地域密着型特別養護老人ホームコスモス苑さとづかの空床居室。
 - 1階西ユニット7名
 - 1階東ユニット0名
 - 2階西ユニット12名
 - 2階東ユニット10名

(サービスの内容、手続きの説明及び同意)

第7条 事業所は、サービスの提供に際し、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間について利用申込者の同意を得るものとする。

(受給資格者等の確認及び要介護認定の申請に係わる援助)

第8条 事業所は、サービスの提供を求められた場合は、その者の被保険者証によって、被保険者資格、要介護等認定の有無及びその認定期間を確認する。

- 2 サービス開始の際に要介護または要支援の認定を受けていない利用申込者について、申請が行われていない場合は、申請手続きの必要な援助を行う。また、要介護認定または要支援認定の更新の申請にあっても、有効期限満了の日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第9条 事業所は、居宅サービス計画に沿ったサービスを提供する。

(利用料等の徴収)

第10条 事業所がサービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者及びその家族にあらかじめ文章で説明し同意を得たうえで利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

(1) 食費 朝食 395円/1回 昼食 690円/1回 夕食 610円/1回

(2) 居住費 2, 310円（日額）

(3) 第33条に規定する地域以外への送迎費用 片道1, 840円

(4) 指定事業所において提供する便宜のうち、日常生活において必要となるものに係る費用の実費（理・美容代、その他）

3 前項第一号に掲げる食費について負担限度額認定を受けている者は「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

(1) 利用者負担第1段階とされている者 300円（利用者負担限度額日額）

(2) 利用者負担第2段階とされている者 600円（ " ）

(3) 利用者負担第3段階①とされている者 1, 000円（ " ）

(4) 利用者負担第3段階②とされている者 1, 300円（ " ）

※ ただし、1日の合計の食事代が負担限度額を超えない場合は、その当該額となる。

4 第1項第2号に掲げる居住費について負担限度額認定を受けいてるものは「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額とする。

(1) 利用者負担第1段階とされている者 880円（利用者負担限度額日額）

(2) 利用者負担第2段階とされている者 880円（利用者負担限度額日額）

(3) 利用者負担第3段階とされている者 1, 370円（利用者負担限度額日額）

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第11条 事業所は、利用者から法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けた場合は、当該サービス内容、費用の額その他必要な事項を記載した証明書を交付する。

(介護計画の作成)

第12条 事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して利用される利用者については、生活相談員を介して、利用者及びその家族の希望又はその利用者について把握された課題等を踏まえ、他の従業者と協議の上、サービスの目標、内容、サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成する。

2 介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。

3 介護計画の作成または変更に際しては、利用者及びその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。また、介護計画を作成し、変更した際には、これを利用者及びその家族に交付する。

(介護サービスの取扱方針)

第13条 事業所は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資する適切妥当な処遇を行う。

2 従業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明する。

3 事業所は、提供するサービスの質の評価を行い、必要な改善を図る。

4 事業所は、サービスの提供に当たっては、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

5 事業所は、社会福祉法人 彩世会事故及び身体拘束の廃止に関する対策委員会要綱の趣旨を踏まえて従業者を指導し、事業所の運営に努めるものとする。

(介護サービスの内容)

第14条 サービスの提供に当たっては、利用者が各ユニットにおいて、相互に社会関係を築き、自律的な日常生活支援をするため、適切な介護技術をもって行う。

- 2 利用者の日常生活の家事を利用者が役割をもって行うよう適切な支援を行う。
- 3 利用者の身体の清潔を維持するため、入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合は清拭によって行う。
- 4 排泄の自律について必要な支援を行う。又おむつを利用せざるを得ない利用者にあつては、適切な取替を行う。
- 5 離床、着替え、整容その他日常生活の世話を行う。
- 6 事業所は、利用者の負担により従業者以外の者により介護は行わない。
- 7 褥瘡の発生を防止するため適切な介護を行うとともに体制の整備を行う。

(食事の提供)

第15条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に意志を尊重しつつ、食事を摂ることを支援する。

(相談、援助、その他サービスの提供)

第16条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その他置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族から相談を受け、助言を行うとともに必要な援助を行う。

- 2 事業所は、教養娯楽設備を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。
- 3 事業所は、常に利用者の家族との連携に努める。

(機能訓練及び健康管理)

第17条 事業所は、利用者の心身の状況を踏まえ、必要に応じ機能訓練を行う。

- 2 事業所の看護職員は、利用者の健康の保持に努めるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第18条 事業所は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、意見を付して市町村に通知する。

- (1) 正当な理由がなくサービスの利用に関する指示に従わないことにより要介護状態が増進したと認められるとき。
- (2) 不正な行為によって保険給付を受けようとしたとき。

(非常災害対策)

第19条 火災、地震、集中豪雨等による災害時における、利用者の安全確保のため避難誘導計画をたて、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行う。

(衛生管理及び感染症対策体制の徹底等)

第20条 事業所は、食器その他の設備又は飲用水の衛生的な管理に務め、又は衛生上の必要な措置を行う。

- 2 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を行う。
- 3 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止の指針を整備する。
- 4 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。
- 5 上記に掲げるものの他、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

（介護事故発生の防止等）

第21条 事故が発生した場合は、別に定める介護事故報告書により、速やかに管理者に報告するとともに、次により事故発生の防止に努めるものとする。

- （1）介護事故報告書により報告された事案について、安全対策委員会において検討され、その分析を通じた改善策を介護職員その他の従業者に周知徹底する。
- （2）事故の発生予防に係わる従業者に対する研修会を定期的の実施する。

（緊急時における対応方法）

第22条 事業所は、サービス提供中に利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた場合は、主治医に連絡を行う等適切な措置を講ずる。

（事業の概要の揭示）

第23条 事業所は、事業の実施に係わる運営規定を揭示するほか、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を揭示する。

（秘密の保持等）

第24条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を他に漏らしてはならない。従業者を退いた後も同様とする旨を雇用契約の内容とする。

- 2 事業所は、事業の実施にあたり利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文章により得るものとする。
- 3 サービス利用者に係る個人情報の管理方法は別に定める。

（広告に係る留意事項）

第25条 事業所について広告をする場合は、その内容が適正であることに十分留意する。

（利益供与等の禁止）

第26条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定事業者によるサービスを利用させることの代償として金品その他の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第27条 事業所は事業に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

- 2 苦情の処理は、社会福祉法人彩世会苦情解決処理要綱に基づき処理するほか、その他の苦情受付機関の助言を受けるとともに、市町村又は国民健康保険団体連合会が行なう改善指導及び助言に従う。

（身体拘束）

第28条 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、次のすべてに該当した場合とする。

- ①利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- ②身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
- ③身体拘束その他の行動制限が一時的である。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、利用者及びその家族に説明し理解を得る。
- 3 事業所は、継続して心身の状態等の観察・再検討を行い、定期的に事故の防止及び身体拘束の廃止に関する対策委員会を招集の上、引き続き第1項に該当するかどうかを審議する。
- 4 審議により身体拘束を廃止する場合は、利用者及びその家族に説明し理解を得る。
- 5 事故の防止及び身体拘束の廃止に関する対策委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行う。

（地域との連携）

第29条 事業の運営に当たっては、地域住民及び地域住民によるボランティア活動の連携及び協力など、地域との交流に努める。

（事故発生時の対応）

第30条 事業所は、事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者に連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

2 事業所は、事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害を賠償する。

（記録の整備）

第31条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 事業所は、事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第32条 利用者又はその家族は、施設の利用に当たっては次の事項を遵守するものとする。

- （1） 面会時間は午前9時から午後18時までとする。
- （2） 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- （3） 施設での喫煙は禁煙とする。
- （4） その他、居室及び設備の使用にあたっては、善良な管理者の注意をもって使用するほか、他の利用者に迷惑を及ぼす行為は禁止する。
- （5） 第19条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

（通常の見送の実施地域）

第33条 通常の実施区域は、札幌市、北広島市、恵庭市とする。
ただし、実施地域以外の利用希望者の要望は充分考慮し対応する。

（高齢者虐待防止の対応について）

第34条 事業所は、高齢者虐待防止法を厳守しなければならない。

高齢者虐待の定義は次の事を言う。

- （1） 身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - （2） 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置や養護を著しく怠ること。
 - （3） 著しい暴言又は著しい拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動。
 - （4） わいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - （5） 財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。
- 2 事業所は高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかに、市町村に通報する事とする。
- 3 高齢者虐待防止に関する対策委員会及び介護従事者に対する研修会を定期的に行う。

附則

- 1.この規定は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 2.この規定は、平成23年 5月 1日一部改正(第5条第4項の介護職員数18名から19名)する。
- 3.この規定は、平成23年 9月 1日一部改正(第5条第4項の介護職員数19名から20名)する。
- 4.この規定は、平成23年 11月 1日一部改正(第5条第4項の介護職員数20名から21名)する。
(第6条 空床居室の追加)する。
- 5.この規定は、平成24年 2月 1日一部改正(第5条第5項の看護職員数2名から3名)する。
- 6.この規定は、平成24年 3月 1日一部改正(第5条第5項の看護職員数3名から2名)する。
- 7.この規定は、平成24年 4月 1日一部改正(第5条第5項の看護職員数2名から3名)する。
- 8.この規定は、平成24年 5月 1日一部改正(第5条第5項の看護職員数3名から2名)する。
- 9.この規定は、平成24年 7月 1日一部改正(第5条第3項の生活相談員数2名から3名)する。
(第5条第5項の看護職員数2名から3名)する。
- 10.この規定は、平成24年 8月 1日一部改正(第5条第4項の介護職員数21名から22名)する。
- 11.この規定は、平成24年 9月 1日一部改正(第5条第3項の生活相談員数3名から2名)する。
(第5条第4項の介護職員数22名から21名)する
- 12.この規定は、平成24年 10月 1日一部改正(第5条第4項の介護職員数21名から22名)する。
- 13.この規定は、平成24年 12月 1日一部改正(第5条第4項の介護職員数22名から21名)する。
- 14.この規定は、平成25年 1月 1日一部改正(第5条第4項の介護職員数21名から22名)する。
- 15.この規定は、平成25年 2月 1日一部改正(第5条第4項の介護職員数22名から23名)する。
- 16.この規定は、平成25年12月16日一部改正(第1条 札幌徳洲会から彩世会・第13条第5項 札幌徳洲会から彩世会・第27条第2項 札幌徳洲会から彩世会)する。
- 17.この規定は、平成26年 5月 1日一部改正 (第5条5項 看護職員数常勤兼務3名) する。
(第5条6項 機能訓練指導員常勤専従1名) する。
- 18.この規定は、平成26年 7月15日一部改正 (第6条2項 指定短期入所定員のユニット定員、第6条3項 空床居室利用のユニット定員) する
- 19.この規定は、平成26年 9月 1日一部改正(第5条第4項の介護職員数23名から21名)する。
- 20.この規定は、平成29年 4月 1日一部改正 (第6条2項 指定短期入所定員のユニット定員、第6条3項 空床居室利用のユニット定員) する
- 21.この規定は、平成30年11月 1日一部改正 (第6条2項 指定短期入所定員のユニット定員、第6条3項 空床居室利用のユニット定員) する
- 22.この規定は、令和元年9月 1日一部改正 (第5条1項 管理者の生活相談員兼務を削除)
(3項 生活相談員の兼務を変更)
(第6条2項 1階東ユニットの定員削除)
(第17条2項 条文変更)
(第32条1項 面会時間の変更)
(第32条3項 喫煙の禁止)
- 23.この規定は、令和2年1月1日一部改正 (第10条2項 (1) 食費の変更)
- 24.この規定は、令和2年3月1日一部改正 (第5条4項 介護職員人数の変更)
(第6条及び6条 (2) 定員の変更)
- 25.この規定は、令和3年4月1日一部改正 (第5条4項 介護職員の人数変更)
(第5条5項 看護職員の機能訓練指導員の兼務)
(第5条6項 //)
(第5条7項 管理栄養士を、事務職員その他より
抜き出しし、7項とし、以下項目繰り下げ)
(新第5条8項 事務職員その他の人数変更)
(第10条2項 (2) 居住費の金額変更)

- (第21条2項 リスク委員会を安全対策委員会へ変更)
- 26.この規定は、令和3年8月1日一部改正 (第10条2項 食費の変更)
(第10条3項 (2) (3) 利用者負担額の変更
(4) 追加)
- 27.この規定は、令和4年11月1日一部改正 (第10条2項 (1) 食費の変更)
(第10条2項 (2) 居住費の変更)
- 28.この規定は、令和6年8月1日一部改正 (第10条2項 (2) 居住費の変更)
(第19条4項 居住費の変更)
(第32条 (1) 面会時間の変更)
- 29.この規定は、令和7年4月16日一部改正 (第10条2項 (1) 食費の変更)